

## ○術科訓練安全管理要綱の制定について(通達)

昭和50年4月1日

福警教内訓第1号

本部長

術科訓練に伴う受傷事故は、訓練効果を著しく阻害するほか、警察業務の能率の面においても多大の支障を及ぼすところから、受傷事故防止については、従来からその万全を期するよう指示してきたところであるが、この度組織的な対策と指導によって、受傷事故防止の徹底を期し、より効果的な術科訓練の推進を図るため、次のとおり「術科訓練安全管理要綱」を制定したので、この運用について遺憾のないようにされたい。

### 術科訓練安全管理要綱

#### 第1 目的

この要綱は、術科訓練に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関し必要な事項を定め、もって安全かつ積極的な術科訓練の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 適用の範囲

この要綱は、柔道、剣道、逮捕術、けん銃操法、救急法、体育その他の術科の訓練、試合、検定及び審査に関して適用する。

#### 第3 安全管理措置基準

術科訓練の安全管理については、別添の「安全管理措置基準」の定めるところによる。

#### 第4 術科安全管理委員会

##### 1 設置

安全かつ効果的な術科訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### 2 構成

委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教養課長
- (2) 警務課長
- (3) 厚生課長
- (4) 監察官室長
- (5) 警察学校長
- (6) その他委員長が指名する者

### 3 任務

委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行うものとする。

- (1) 安全管理の措置基準に関すること。
- (2) 受傷事故の調査統計、分析及び再発防止に関すること。
- (3) 安全意識の高揚に関すること。
- (4) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するための必要な措置に関すること。

### 4 委員会

委員会は、必要の都度委員長が招集し、開催するものとする。

### 5 報告等

委員長は、委員会の任務の進ちょく状況を四半期ごとに部長会議に報告し、又は付議しなければならない。

### 6 庶務

委員会の庶務は、教養課において行うものとする。

(平6本部内訓49・本項一部改正)

## 第5 術科安全管理者

### 1 設置

術科訓練の安全管理を推進するため、警察本部、市警察部、警察学校及び警察署に術科安全管理者を置き、警察本部にあつては課長、監察官室長及び部の附置機関の長を、福岡市警察部にあつては庶務課長を、北九州市警察部にあつては機動警察隊長を、警察学校にあつては警察学校長を、警察署にあつては署長をもって充てる。

### 2 任務

術科安全管理者の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全管理措置基準の実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査及び検討に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚に関すること。
- (5) その他安全かつ積極的な術科訓練を推進するための必要な措置に関すること。

(平24本部内訓5・本項一部改正)

## 第6 術科指導員及び訓練員

- 1 術科指導員は、安全管理措置基準を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、術科訓練の指導に当たらなければならない。

- 2 訓練員は、術科訓練に関する諸規定を遵守するとともに、術科指導者の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある行動のもとに訓練を受けなければならない。

#### 第7 受傷事故発生時の報告

術科安全管理者は、術科訓練中に受傷事故が発生した場合は、速やかに術科訓練受傷事故発生報告書(別記様式)により、教養課長を経て警務部長に報告しなければならない。ただし、重傷又は特異な事故のときは、その事故の概要を即報しなければならない。

(昭62本部内訓2・本項全部改正)